

ご 案 内
-------

## Go Toトラベルキャンペーン・「第三者機関」ご利用について

Go Toトラベルキャンペーン（以下、キャンペーンという）において、お茶の京都DMOを第三者機関として利用することを希望される際の要件等についてご案内いたします。必ずお読みいただきご理解いただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。合わせてキャンペーン公式サイト（<https://goto.jata-net.or.jp/>）も必ずご確認ください。

### ▽ お茶の京都DMOは、「第三者機関」として登録いたしました

キャンペーンにおいて、宿泊事業者が旅行会社やOTAを介さず直接予約受付による販売を希望する場合は、「第三者機関(※)」を利用することが条件です。旅行会社やOTAのみを利用する場合は第三者機関の利用は必要ありません。

(※) 「第三者機関」とは…「宿泊事業者が直接受けた予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関」です。

### ▽ ご利用いただけるのはお茶の京都DMO管内の宿泊施設です

「第三者機関」利用は、お茶の京都DMO管内の宿泊施設様に限らせていただきます。利用を希望される場合は、所定の申込用紙（別添）によりお茶の京都DMOへお申込みください。

### ▽ キャンペーンに参加する場合は宿泊事業者としての登録が必要です

キャンペーンへの参加を希望する場合は、「宿泊事業者」登録が必要です。

登録はキャンペーン公式サイト専用フォームから（もしくは郵送で）行います。この登録申請の際に「第三者機関」として、「一般社団法人京都山城地域振興社」を記入してください。

### ▽ お茶の京都DMOが請け負う業務は、予約・宿泊情報の保管等です

お茶の京都DMOが第三者機関として請け負う業務は以下のことに限ります。なお費用は無料です。

- ・ 予約情報および宿泊情報の保管
- ・ 予約情報および宿泊情報のキャンペーン事務局への提出

※ 上記以外の手続きや問い合わせについては、お茶の京都DMOで対応いたしかねますのでご了承ください。

### ▽ 宿泊事業者が行う業務について【重要】

宿泊事業者は、以下のことをすべて行っていただく必要があります。

- ア. 予約情報および宿泊情報の記録（紙・電子データいずれも可）
- イ. 予約情報および宿泊情報のお茶の京都DMOへの提出
  - ・提出先は、お茶の京都DMOです。毎月15日までに毎月分をまとめて提出してください。
  - 提出方法は、「郵送」または「持ち込み」とします。
  - ※お茶の京都DMOから提出様式の指定や提出情報の確認・訂正、書類の再提出などを指示することがあります。
- ウ. キャンペーン事務局から配分された「給付枠」の管理
  - ・割引できるのは給付枠の範囲内です。
- エ. 給付金の申請手続き ※詳細はキャンペーン公式サイト参照
  - ・月次報告書、実績内訳シート、月次請求書等の作成およびキャンペーン事務局への提出。
- オ. キャンペーン事務局とのやりとり（問い合わせ等）

### ◆手続き・業務の流れ【例】

	手続き・業務	説明
↓	第三者機関利用申請	お茶の京都DMOへ所定の申込書にて申し込む。
	宿泊事業者登録	キャンペーン公式サイトから申し込み。（郵送も可）
	登録承認	宿泊施設ごとに給付金額の枠「給付枠」が設定されます。
	サービス開始	自社予約サイトや電話予約に対し宿泊商品を35%割引で販売。 ※9月1日以降準備整い次第「地域共通クーポン券」の配布業務が追加になります。
	給付金の申請	キャンペーン事務局への月次報告と月次請求手続き。 ※メールでの報告・申請となっています。メールができる環境が必要です。
	予約・宿泊情報の提出	第三者機関へ予約・宿泊情報を提出します。※毎月15日までに前月分を郵送もしくは持ち込んでください。
	給付金入金	申請内容と第三者機関の情報を突合後、入金。

※ キャンペーン実施期間：令和2年7月22日～令和3年1月31日（2/1チェックアウトまで）

※ 「給付枠」到達次第販売終了（給付枠が不足した場合は追加申請を受け付けることとなっていますが、その内容については未発表です。※9月4日時点）

### ◇◇◇ 宿泊事業者に代わり給付金の申請を行う第三者機関があります ◇◇◇

宿泊事業者に代わり、給付金の申請を行う第三者機関があります。以下を参考にしてください。

第三者機関登録承認リスト：キャンペーン公式サイト → <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

給付金手続き等を自ら行うことが難しいなどの場合には、旅行業者やOTAのほか宿泊事業者に代わり給付金申請を行う第三者機関を利用することをご検討ください。

※手数料等が発生する場合があります

### 注意事項

9月4日現在、宿泊事業者や第三者機関が行わなければならない手続きの内容の詳細や提出書類の様式等、地域共通クーポンの取り扱い方法などについてキャンペーン事務局から発表されておらず未確定です。

必ず公式サイト等で最新情報を確認してください。

## ▽ その他

---

利用を中止したいときはお茶の京都DMO（TEL:0774-25-3239）にご連絡ください。

## ◆ 問い合わせ先

キャンペーン・給付申請に関すること
-------------------

Go Toトラベルキャンペーン事務局

TEL: 0570-017-345

(受付時間 10:00~19:00 年中無休)

TEL: 03-3548-0525

(受付時間 10:00~17:00 土日祝・年末年始休)

第三者機関に関すること
-------------

お茶の京都DMO

TEL: 0774-25-3239

(受付時間 8:30~17:15 土日祝・年末年始休)

- ★ 令和2年9月4日現在の情報を元に作成しています。公式サイト等で最新の情報を確認いただくか、下記にお問い合わせください。

一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）

〒611-0021 京都府宇治市宇治乙方7-8 京阪宇治ビル2F TEL:0774-25-3239/FAX: 0774-25-3238